

ごみ処理施設整備に係る環境影響評価事後評価業務委託入札参加要件

入札に参加できる者は、以下の要件を全て満たすこと。

- 1 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- 2 政令第 167 条の 4 第 2 項(第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定により、本組合の入札参加制限を受けていない者であること。
- 3 山梨西部広域環境組合建設工事請負契約に係る指名停止措置要領(令和 2 年 3 月 31 日山梨西部広域環境組合訓令乙第 3 号)に基づく指名停止を受けている期間中である者でないこと。
- 4 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、入札参加申請締切日までに競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- 6 入札の日以前 6 箇月以内に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- 7 入札の日において、不渡りによる取引停止処分を受けてから 2 年を経過していない者でないこと。
- 8 国税、都道府県税及び市町村税について滞納がない者であること。
- 9 山梨西部広域環境組合の入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- 10 都道府県、国機関、一部事務組合、公営企業等が発注した環境影響法に基づく環境影響評価又は、都道府県の条例に基づく環境影響評価の事後調査業務(報告書作成業務を含む)の実績があること。
- 11 次に該当する技術者を配置できること。なお、各技術者・担当者については兼務することができる。

(1) 管理技術者

管理技術者は、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士（建設部門：「建設環境」、衛生工学部門：「廃棄物・資源循環、廃棄物管理」、環境部門：「環境影響評価」及び総合技術管理部門：「建設－建設環境」、「衛生工学－廃棄物管理」または「環境－環境影響評価」）の資格うちいずれかを有するものであること。

(2) 照査技術者

照査技術者は、技術士法に定める技術士（建設部門：「建設環境」、衛生工学部門：「廃棄物・資源循環、廃棄物管理」、環境部門：「環境影響評価」及び総合技術管理部門：「建設－建設環境」、「衛生工学－廃棄物管理」または「環境－環境影響評価」）の資格うちいずれかを有するものであること。

(3) 主担当技術者

主担当技術者は、技術士法に定める技術士技術士法に定める技術士（建設部門：「建設環境」、衛生工学部門：「廃棄物・資源循環、廃棄物管理」、環境部門：「環境影響評価」及び総合技術管理部門：「建設－建設環境」、「衛生工学－廃棄物管理」または「環境－環境影響評価」）の資格うちいずれかを有するものであること。

12 11 の各事項を証明する書類として、各技術者の資格証明書の写し、業務経歴書（テクリス登録または業務契約書の写し等）及び契約者と直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証等）の写しを提出することができること。